

十萬石

泉鏡花作

明治三十年十月

上

こゝに信州の六文銭は世々英勇の家なること人の能く識る處なり。はじめ武田家に旗下として武名遠近に轟きしが、勝頼滅亡の後年を経て徳川氏に歸順しつ。松代十萬石を世襲して、松の間詰の歴々たり。寶曆の頃當城の主眞田伊豆守幸豊公、齢わづかに十五ながら、才敏に、徳高く、聰明敏達の聞え高かりける。

晝は終日兵術を修し、夜は燈下に先哲を師として、治亂興廢の理を講ずるなど、頗る古の賢主の風あり。忠實に事へたる何某とかやいへりし近侍の武士、君を思ふことの切なるより、御身の健康を憂慮ひて、一時御前に罷出で、「君學問の道に寢食を忘れ給ふは、至極結構の儀にて、とやかく申上げむ言もな候へども又た御心遣の術も候はでは、餘りに御氣

の詰りて千金の御身にさはりとも相成らむ。折節は
何をがな御慰に遊ばされむこと願はしく候」 と申
上げたり。

幼君御機嫌美はしく、「よくぞ心附けたる。予
も豫てより思はぬにはあらねど、別に然るべき戯も
なくてやみぬ。汝何なりとも思附あらば申して見
よ。」と打解けて申さるゝ。「さればにて侯別
段是と申して君千に勧め奉るほどのものも候はねど
不圖思附きたるは飼鳥に候、彼を遊ばして御覽候へ」
といふ。幼君、「飼鳥はよきものか」と問は
せ給へば、「いかにも御慰になり申すべし。第一
お眼覺の爲に宜しからむ。いかにと申せば彼等早朝
に時を定めて、ちよ／＼と轉出だすを機に御寢室を
出させ給はむには自然御眠氣もあらせられず、御心
地宜しかるべし」といふ。幼君思召に協ひけん、
「然らば試みに飼ふべきなり。萬事は汝に任すあ
ひだ良きに計ひ得させよ」とのたまひぬ。

畏まりて何某より、鳥籠の高さ七尺、長さ二尺、
幅六尺に造りて、溜塗になし、金具を据ゑ、立派に

仕上ぐるやう作事奉行に申渡せば、奉行其旨承りて、早速城下より細工人の上手なるを召出だし、君御用の品なれば費用は構はず急ぎ造りて参らすべしと命じてより七日を経て出来しけるを、御居室の縁に昇据ゑたるが、善美を盡して、眼を驚かすばかりなりけり。

幼君これを御覽じて、嬉しげに見えたまへば、彼勧めたる何某面目を施して、件の籠を左瞻右瞻、「よくこそしたれ」と賞美して、御喜悦を申上ぐる。幼君其時「これにてよきか」と彼の者に尋ねたまへり。「天晴此上も無く候」と只管に賞め稱へつ。幼君かさねて、「いかに汝の心に協へるか、」とのたまひける。「おほせまでも候はず、江戸表にて將軍御手飼の鳥籠たりとも此上に何とか仕らむ、日本一にて候。」と餘念も無き體なり。

「汝の心に可しと思はゞ予も其にて可し、」と

幼君も満足して見え給へば、「然らば國中の鳥屋に申付けあらゆる小鳥を才覺いたして早御慰に備へ奉らむ、」と勇立てば、「否、迫てのことにせむ、先づ其まゝに差置け、」とて急がせたまふ氣色無し。何某は不審氣に跪坐たるに、幼君、「予は汝が氣に入りたり。汝が可しと思ふことならば予は何にても可し、些變りたる望なるが、汝思附の獻立を仕立て、一膳予以試みしめよ」といかにも變りたる御望。彼者迷惑して、「つひに獻立を仕りたる覺えござなく、其道は聊も心得候はねば、不調法に候、此儀は何卒餘人に御申下さるべし」と困じたる状なりけり。

幼君、「否、予は汝が氣に入りたれば、餘人には氣に入らず、獻立は如何様にても可し、凡そ汝が心にて此ならば可しと思はゞ其にて可きなり、自ら旨しと存ずるものを予以構はず仕れ」とまた他事も無くおほすれば、不得止「畏まり候」と御請申して退出ける。

さて御料理番に折入つて、とやせむかくやせむと

評議の上、一通の獻立を書附にして差上げたり。幼君たゞちに御披見ありて、こは一段の思附、面白き取合せなり。如何に汝が心にもこれにて可しと思へるか」と御尋に、はつと平伏して、「私不調法にていたし方ござなく、其が精一杯に候」と額に汗して聞え上ぐる。幼君莞爾と打笑み給ひて、「可し、汝が心にさへ可しと思はゞ満足せり。此通の獻立二人前、明日の晝食に拵ふるやう、料理番に申置くべし、何かと心遣ひいたさせたり、休息せよ」とて下げられたりける。

さて其翌日「日の昨の御獻立出來上り候、早めさせ給ふべきか」と御膳部方より伺へば、しばしとありて、彼の何某を御前に召させられ、「近きうちに鳥を納れむと思ふなり。先づ鳥籠の戸を開けて見せよ」とある。

縁側に行きて戸を開き、「いざ御覽遊ばさるべし」と手を支ふ。「一寸其中に入つて見よ」と口輕に申されければ、彼の男八ツといひて何心なく籠に入る。幼君これを見給ひて、「さても好き

恰好かな」と手を拍ちてのたまへば「なるほど
宜しく候」と籠の中に答へたり。

幼君「心地よくば其に居て煙草など吸うて見せ
よ。それ／＼」と、坊主をして煙草盆を遣はした
まふに、彼の男少しく狼狽へ、「こはそも、其に
置かせたまへ」と慌だしく出でむとすれば、
「いや／＼其處にて煙草を吸ひ心閑に談せよかし」
と人弱らせの御慰、賢くは見えたまへど未だ御幼
年にましましけり。

籠の中なる何某は出づるにも出でられず、命せに
背かば御咎めあらむと、まじ／＼として煙草を吸へ
ば、幼君左右を顧み給ひ、「今こそ豫て申置たる
二人前の料理持て参れ」と命ぜらる。既に獻立し
て待たれば直ちに膳部を御前に捧げつ。「いま
一膳はいかゞ仕らむ」と伺へば、幼君「されば
なり其膳は籠の中に遣はせ」との御意、役人R u
by>訝しきことかなと御顔を瞻りて猶豫へり。

幼君は眞顔にて、「苦しからず、早遣はせ」

と促し給ふ。さては仔細のあることぞと籠中の人に
齋らせたり。彼男太く困じ、身の置處無き状にて、
冷汗掻きてぞ畏りたる。

爾時幼君おほせには、「汝が獻立せし料理なれば、
嚙甘からむ、予も此處にて試むべし」とて御箸を取らせ給へば、恐る／＼「御料理下さる段、
冥加身に餘り候へども、此中にて給はる儀は、平に御免下されたし」と侘しげに申上ぐれば、幼君、「
何も慰なり、辭退せず、其中にて相伴せよ」と斷つての仰。

慰にとのたまふにぞ、苦しき御伽を勤むると思ひ
つも、石を噛み、砂を嘗むる心地して、珍菜佳肴も
味無く、やう／＼に伴食すれば、幼君太く興じ給ひ、
「何なりとも氣に協ひたるを、飽まで食すべし」と
と強附け／＼、御菓子、濃茶、薄茶、などを籠中
所狭きまで給はりつ。とかくして食事終れば、續き
てはじまる四方山の御物語。

一時餘經ちぬれども出でよとはのたまはず、はた

出だし給ふべき様子もなし。彼者堪兼ねて、「最
早御出し下さるべし、御慈悲に候」 と乞ひ奉る。

幼君きつとならせ給ひて、「決して出づること
あひならず一生其中にて暮すべし」 と面を正して
のたまふ氣色、戯とも思はれねば、何其餘のことに
言も出でず、顔の色さへ蒼ざめたり。

幼君 「さて何にても食を好むべし、いふがまゝ
に與ふべきぞ、退屈ならば其中にて謠も舞も勝手た
るべし。たゞ兩便の用を達す外は外に出づることを
許さず」 と言棄て、座を立ち給ひぬ。

御側の面々鳥籠をぐるりと取巻き、「御難澁の
ほど察し入る、さて／＼御氣の毒のいたり」 と慰
むるもあり、また、「これも御奉公なれば怠懈無
く御勤あるべし、上の御慰にならるゝばかり、別に
煩雜しき御用のあるにあらず、食は御好次第寝るも
起るも御心まかせ、さりとは羨ましき御境遇に候」
と戯言を謂ひて笑ふもあり、甚しきに到りては、
「いかに方々、御前へ申し、何某殿の御内室をも

一所しよに此中このなかへ入れ申まをさむか、雌雄つがひならでは風情ふぜいなく候さうらひ」などと散々さんざん。

籠中かこのなかの人聲ひとこゑを震ふるはし、「お人ひとの悪いわる、斯かゝる難儀なんぎを興きまつがりてなぶり給たまふは何事なにごとぞ。君きみの御心おんこゝろはいかならむ、實まことに心細こころほそくなり候さうらひ」と年效としがひもなく涙なみだを流ながす、御傍おそばの面々めんめんも笑止せうしに思おもひ、「いや、さまでに憂慮きつかりあるな、君御戲きみおたはむれに候さうらひはむ、我等われらおとりなし申まをすべし」といふ。「頼入候たのみいせうらひ」と手てを合あさぬばかりになむ。

それより一同種々どういろ／＼申まをして渠かれを御前ごぜんにわびたりければ、幼君えうくんふたゝび御出座ごしゆつざありて、籠中かこのなかの人ひとに向むかはせられ、「其方そのほうさほどまでに苦くるしきか」とあれば、「いかにも堪難たへがたく候さうらひ、飼鳥かひどりをお勧め申すすせしは私わたし一世せいの過失あやまち、御宥免ごゆうめんありたし」と只管ひたすらにわび奉たてまつりぬ。「然しからば出いでよ。敢あへて汝ななぢを苦くるめて慰なぐさみにせむ所存しよぞんはあらず」と許ゆるし給たまふに、且かつ喜よろこび、且かつ恐おそれ、籠かごよりはふ／＼の體ていにてにじり出いでたり。「近ちかう來こい、申聞まをしきかすことあり、皆みなの者ものもこれへ參まをれ」

と御聲懸に、御次に控へし面々も残らず左右に相詰むる。

伊豆守幸豊君、御手を膝に置き給ひ、頭も得上げで平伏せる彼の何某をきつと見て、「よくものを考へ見よ、汝が常に住まへる處、知らず、六疊か、八疊か、廣さも十疊に過ぎざるべし。其に較べて見る時は、鳥籠の中は狭けれども、二疊ばかりあるらむを、汝一人の寢起にはよも堪難きことあるまじ。其上仕事をさするにあらず、日夜氣まゝに遊ばせて、食物は望々次第、海のもの、山のもの、乞ふにまかせて與へむに、悲む理由は無きはすなり。然るに二時と忍ぶを得ず、涙を流して窮を訴へ、只管籠を出でむとわぶ、汝すら其通りぞ。況して鳥類は廣大無邊の天地を家とし、山を翔けり、海を横ぎり、自在に虚空を往來して、心のまゝに食を啄み、赴く處の埒に宿る。さるを捕へて籠に封じて出ださずば、其窮屈はいかならむ。また人工の巧なるも、造化の美には如くべからず、自然の佳味は人造らじ、されば、鳥籠に美を盡し、心を盡して餌を飼ふとも、いかで鳥類の心に叶ふべき。

今しも汝が試みつる、苦痛を以て推して可なり。
渠等とても人の心と何か分ちのあるべきぞ。他を苦
めて慰まむは心ある者のすべきことかは、いかに合
點のゆきたるか」と御年紀十五の若君が御戒の理
に、一統感歎の額を下げ、高き咳する者無く、さし
もの廣室も蕭保たり。まして飼鳥を勧めし男は、君
の御前、人の思はく、消えも入りたき心地せり。

幼君面を和らげ給ひ、斯う謂はゞ汝は太く面皮を
缺かむが、忠義のほどは我知れり。平生よく事へく
れ、悪しきことゝて更に無し、此度鳥を勧めしも、
予を思うての真心なるを、何とてあだに思ふべき。
實は嬉しく思ひしぞよ。さりながら飼鳥は良き遊戯
にあらざるを、汝は心附かざりけむ、世に飼鳥を好
む者、皆其不仁なるを知らざるなるべし、はじめよ
りしりぞけて用ゐざらむは然ることながら、さして
は折角の志を無にして汝の忠心露れず、第一予がた
しなみにならぬなり。人の心の變り易き、今しかく
賢ぶりて、飼鳥の非を謂ひつれど、明日を知らず重
ねて勧むる者ある時は、我また小鳥を養ふ心になる
まじきものにあらず、こゝを思ひしゆゑにこそ罪無

き汝を苦しめたり、されば今日のことを知れる者、
誰か同一き遊戯を勧めむ。よし勧むるものあればと
て、予が心汝に恥ぢなば、得て飼ふことをせまじき
なり。固より些細のことながら萬事は推して斯くの
如けむ、向後我身の謹みのため、此上も無き記念と
して、彼の鳥籠は床に据ゑ、見て慰となすべきぞ。
斯る風聞聞えなば、一家中は謂ふに及ばず、領分内
の百姓まで皆汝に鑑みて、飼鳥の遊戯自然止むべし。
さすれば無用の費を節せむ、汝一人の奉公にて萬人
のためになりたるは、多く得難き忠義ぞかし、罪無
き汝を辱しめつ、嘸心外に思ひつらむが、予を見棄
てずば堪忍して、また此後を頼むぞよ。懇にのた
まひつも、目録に添へて金子十兩、其賞として給ひ
ければ、一度は怨めしとも口惜とも思へりしが、今
は只涙にくれて、あはれ此君のためならば、こゝに
て死なむと難有がる。一座の老職顔見合せ、年紀恥
かしく思ひしとぞ。

此君にして此臣あり、十萬石の政治を掌に握りて
富國強兵の基を開きし、恩田空は、幸豊公の活眼に
て、擢出られし人にぞありける。

眞田家の領地信州川中島は、列國に稀なる損場に
て、年々の損毛大方ならざるに、歴世武を好む家柄
とて、殖産の道發達せず、貯藏の如何を顧みざりし
かば、當時の不如意謂はむ方無かりし。

既に去る寛保年中、一時の窮を救はむため、老職
の輩が才覺にて、徳川氏より金子一萬兩借用ありし
ほどなれば、幼君御心を惱ませ給ひ、何とか家政を
改革して國の柱を建直さむ、あはれ良匠がなあれか
しと、あまたある臣下等に絶えず御眼を注がれる。

一夜幼君燈火の下に典籍を繙きて、寂寞としてお
はしたる、御耳を驚かして、「君、密に申上ぐべ
きことの候」と御前に伺候せしは、君の腹心の何某
なり。幼君すなはち袴間近く近づけ給ひて、「豫
て申附けたる儀はいかゞ計らひしや」吉報を齎し
候「幼君嬉しげなる御氣色にて、「そは何より
なり、早く語り聞せ」「さ候、某仰を承り、多日
病と稱して引籠り、人知れず諸家に立入り、内端の
様子を伺ひ見るに、御勝手空しく御手許不如意なる

にもかゝはらず、御家中の面々、分けて老職の方々はいづれも存外有福にて、榮耀に暮すやに相見え候、さるにても下男下女どもも主人を惡ざまに申し、蔭言を申さぬ家としては更になく、また親子夫婦相親み、上下和睦して家内に波風なく、平和に目出度きところは稀に候、總じて主人が内にある時と、外に出でし後と、家内の有様は、大抵天地の違あるが家並に候なり。然るに御老職末席なる恩田空殿方は一家内能く治まり、妻女は貞に、子息は孝に、奴婢の輩皆忠に、陶然として無事なること恰も元日の如く暮され候。されば外見には大分限の如くなれど、其實清貧なることを某觀察仕りぬ。此人こそ其身治まりて能家の治まれるにこそ候はめ、必ず治績を擧げ得べくと存じ候」と説くこと一番。

幼君手を拍ちて、「可し、汝が觀る處予が心に合へり、予も豫て空をこそと思ひけれ、今汝が説く所によりて、愈々渠が人材を確めたり、用ゐて國の柱とせむか、時機未だ到らず、人には秘せよ」とぞのたまひける。

斯くて幸豊君は空を擧げて、一國の老職となさむ
と思はれけるが、もとより亂世にあらざれば、取立
てこれぞといふ功は渠に無きものを、みだりに重
く用ゐむは、偏頗あるやうにて後暗く、はた空を信
ずる者少ければ、其命令も行はれじ、好き機もがな
あれかしと時機の到るを待給ひぬ。

寶曆五年春三月、伊豆守江戸に參勤ありて、多日
在府なされし折から、御親類一同參會の事ありき、
幼君其座にて、「列座の方々、いづれも豫て御存
じの如く、某勝手不如意にて、既に先年公義より多
分の拝借いたしたれど、なか／＼其にて取續かず、
此際家政を改革して勝手を整へ申さでは、一家も終
に危く候。因りて倩々案ずるに、國許に候恩田空と
申者、老職末席にて年少なれど、きつと器量ある者
につき、國家の政道を擧げて任せ申さむと存するが、
某も渠も若年なれば譜代の重役をはじめ家中の者ど
も、決して心服仕らじ、しかする時は空が命令行は
れで、背く者の出で來らむには、却て國家の亂とな
らむこと、憂慮し候。就ては近頃御無心ながら、各
位御列席にて空に大権を御任せ下されたし、さすれ

ば、各位の御威徳に重きを儘きて、是非を謂ふもの
あるまじければ、何卒左様御計らひ下されたく候
と陳べられしに、一門が幼君の明智に感じて、少
時はたゞ顔を見合されしが、やがて御挨拶に、
「御不如意の儀はいづれも御同様に候が、別して豆
州（幸豊をいふ）には御先代より將軍家にまで
も知れたる御勝手、御難儀の段察し入る處なり。然
るに御家來に天晴器量人候とな、祝着申す。さて其
者を取立つるに就きて、御懸念のほども至極致せり。
手前等より役儀申付け候こと、お易き御用に候、先
づ何はしかれ其空とやらむ御呼寄せあひなるべし」
「早速の御承引難有候」と其日は館に歸らせ給
ふ。其より御國許へ飛脚を飛して、御用の儀これあ
り、諸役人ども月番の者一名宛残止まり、其他は恩
田空同道にて急々出府仕るべし、と命じ給ひければ、
こはそも如何なる大事の出来つらむと、取るものも
取り敢へず、夜に日について出府したり。
いづれも心も心ならねば、長途の勞を休むる閑な
く、急ぎ様子を伺ひ奉るに何事もおほせ出だされず、
ゆる／＼休息いたせとあるに、皆々不審に堪へざり
けり。中二日居きて一同を召出ださる。依つて御前

に伺候すれば、其座に御親類揃はせられ威儀堂々と
して居流れ給ふ。一同これはと恐れ謹みけるに、良
ありて幸豊公、御顔を斜に見返り給ひ、「空、空」
と召し給へば、遙か末座の方にて、阿と應へつ、
白面の若武士、少しく列よりずり出でたり。

其時、就中御歳寄の君つと褥を進め給ひ、「御
用の趣餘の儀にあらず、其方達も豫て存ずる如く豆
州御勝手許不如意につき、此度御改革相成る奉行の
儀、我等相談の上にて、空汝に申付くるぞ、辭退は
かまへて無用なり」と嚴に申渡きるれば、並居る
老職、諸役人、耳を敬て眼を瞪れり。

老公重ねて、「これより後は汝等一同空に従ひ
渠が言に背くこと勿れ、此儀しかと心得よ」と思
ひも寄らぬ命なれば、いづれも心中には不平ながら、
異議を稱ふる次第にあらねば、止むことを得ずお請
せり。

前刻より無言にて平伏したる恩田空は此時はじめ
て頭を擡げ、「ものの數ならぬ某に然る大役を命

せつけ下され候こと、一世の面目に候へども、暗愚
斗との某それがし、得えて何事なにことをか仕出しいだし候まふらふべき、直々ぢまゝ御訴ごそし
訟ようは恐れ入いり候まふらふが、此儀このぎは平ひらに御免ごめん下くださるべく候まふらふ」
と辭退じたいすれば、老公ろうこう、「謙讓けんじょうもものにぞよる、
君きみより命めいぜられたる重荷おもにをば、辭じして荷になはじとする
は忠ちゆうにあらず、豆州づしゅうが御勝手ごかつて不如意ふによいなるは、一朝てつ
夕せきのことにはあらずを、よしや目覺めざましき改革かいかくは出来でき
ずとも、誰たれも汝なんぢの過失あやまちとは謂いはじ、唯誠たゞまことをだに守まも
ば可かなり。とにもかくにも試こしみよ」 と寛裕くわんゆうなる御おんこ
言ごの傍そばよりまた幸豊公ゆきとよぎみ、「空もく、辭退じたいすな／＼、俄にはか
に富とみは造つくらずとも、汝なんぢが心こころにて可よしと思おもふやうにさ
へいたせば可よし」 と觀みるところを固かたく信しんじて人ひとを
疑うたがひ給たまはぬは、君きみが賢明けんめいなる所以ゆゑんなるべし。

此こゝに於おいて空もくは最早もはや辭じするに言無ことばなく、「さまでに
おほせ下くだされ候まふらふへば、きつと畏かしこまり候まふらふ、某それがしが不肖ふせうなる、
何なにを以もつて御言おことばに報むくひ奉たてまつらむ、たゞ一命めいを捧ささぐるこ
をこそ天地てんちに誓ちかひ候まふらへ」 と思おもひ切きつてお請申うけまをせば、
列座れつざの方々かた／＼満足まんぞく々々／＼のたまふ聲こゑずらりと行渡ゆきわたる。
但老職諸役人たゞししつしよくしよやくにんは不満足ふまんぞくの色面いろおもてに露あはれたり。

空逸早くこれを悟りて、きつと思案し、上に向ひて手を支へ、「某重き御役目を蒙り候上は一命を賭物にして何にても心のまゝにいたしたく候。さるからに御老職、諸役人いづれも方某が言に背かざるやう御約束ありたく候」と憚る處も無く申上ぐれば、御年役聞し召し、「道理の言條なり」とてすなはち一同に誓文を徴せらる。

老職の輩は謂ふも更なり、諸役人等も、愈出でて、愈不平なれども、聰明なる幼君をはじめ、御一門の歴々方、残らず御同意と謂ひ、殊に此席に於て何といふべき言も出でず、私ども儀、何事に因らず改革奉行の命令に背き候まじく、いづれも空殿手足となりて、相働き、忠勤を勵み可申候と、澁々血判して差上ぐれば、御年役一應御覽の上、幸豊公に參らせ給へば、讀過一番、頷き給ひ、巻返して高く右手に捧げられ、左手を伸べて「空、」「は」と申して御間近に進出づれば、件の誓文をたまはりつ。幼君快活なる御聲にて、「予が十萬石勝手にいたせ。」

【完】